四

曽
49
4

帝国図書館
井上氏

曽5
門1
号49
巻4

春日詠賀表

目次

一 志賀の浦の月　一 筆学士の詩書度
一 唐家　一 七夕扇
一 秋くさの鏡　一 ちるもみぢ家
一 ちるもみぢを　一 水の月はるく
一 秋さく衣　一 ゆふのと
一 春と志づく　一 亭侍
一 宋　一 なるみの橋
一 卯の花に雪　一 いとこ玉

一字（アザナ）
一藪医
一夏のうき橋
一恐怖の字
一米をハかるの
一俵の字
一辻番の番子
一皆こいの字
一人間六十三年の分
一文箱蓋あり
一薬用として新製と仕法
一里数
一京洛
一夢のような
一夏の棟をうつ
一正月元のぼり
一鰻鱺の山椒
一貝足横に春画を入る
一力の大小
一鐘を撞く人を忌む

一童子のたるもの
一三寶鳥
一味噌
一子六月村
一逃水
一再舞橋
一貫之の梅
一こりつくの義
一太田乃瀧
一夏六月迄の字
一米を麝香という
一善知鳥
一法論味噌
一春武村
一阿古義の浦
一八幡橋（阪 演千鳥の弾正 岩橋）
一物言の俗正
一噂新山
一古歌の訛
一太田道灌花壇に春しき事

一七夕ゆうゝ　一柿大明神
一うがル　一仁魚
一落斯馬　一薄里波
一舵魚　一飛魚
一外年昇年の文字　一古手屋
一山茶　一遠賀郡上人宮瀬神島所
一ぢゝとゝ藤せめ　一床梅に咲つゝさを明ゝ
一梅の蛙　一稲負鳥
一志ゑなわ　一敵曽阿太
一頭　一優曇花

一要婿　一嫁
一苹麦　一鳥居

○ [illegible]の道

我国の教[illegible]を[illegible]の[illegible]として[illegible]の[illegible]代の初[illegible]を[illegible]
八日[illegible]より一名人道[illegible]て[illegible]国[illegible]と[illegible]るの[illegible]也[illegible]下[illegible]国[illegible]と[illegible]る[illegible]を
人倫の[illegible]也人倫の[illegible]度人の教の法[illegible]應神天皇の御代好[illegible]度人
の[illegible][illegible][illegible]代々の天皇[illegible]度人の[illegible]と[illegible]我国の風俗[illegible]
[illegible]て御[illegible][illegible]て[illegible]国[illegible]と[illegible]る法と[illegible]て律令格式[illegible]
の[illegible][illegible][illegible]の道[illegible]
の天皇[illegible]国[illegible]と[illegible]
[illegible]
の道[illegible]

○年号を訓て書る

白雉の年号をもつてさだめ朱鳥の年号をあのことどりと日本紀に訓をなすこと唐人の所為なるべし異朝にも年号を建らるゝ上代の年号に訓なきなるべし異朝にも年号を建らるゝ上代の年号に訓なきなるべし唐訓と用ゆべし乃ち其所為に準じて古書にも年号に訓をつけて用ひらるゝ也世の歌よりも那波師ものゝ年号を訓に書るゝ故実をとるべし大化のはじめをばけとゝもいふ同じくゝ

○夢字

めでたきこと物の文に夢ゝ草に夢の字を体をめでたき字

とつて事の吉凶をかんがへるゝ所あるべしめでたき字を凶字夢字の二字を用ゆる所をもつて凶事を知ゝつて吉の字をあてゝ字を用ひまれてゝ用ひけれ是

○七貴の扇

切川切紙石蒔扇忠房

上臣ひらつくもの所をけるあるをみるとみなを

是蝙蝠扇の事也さて名扇(せん)ものゝ用ゆるゝ所にはけるゝ扇のことゝ紙てものゝ所のゝ〜にはあるべきものゝ所にはけるゝ扇

やつれたるべつにてゝ〜ていひ名ゝ

○祭りの鏡

[illegible]

[illegible]釋に云宿禰殿金の文の所の傳に日本記天武六十三年癸
十月己卯朝夫辰遣千人定大地震とあり同日世代に日波と
同の時と一度所と成れりとあるとく文の所に人寢て寒されぬ
義訓せり延喜式十六陰陽寮式に云諸時に撃鼓子午に各
九下丑未八下寅申七下卯酉六下辰戌五下巳亥四下並鐘
依刻數いるなりてあるいはあるべかるものかすべしよし
せり

○あをひとも

通の人の尾をあの下のかの人をなくさむにかのかの
[illegible]釋に云かの人をなくさむにかのかの後のかのとかのところにかのさむ
信一ぐさ今草尾花がもとにかのかのかの物の陰にかの陰
とへてかのひとをつかの立所に思ひたるかの
[illegible]
[illegible]
[illegible]

我せこふてることひさしかりしかどもあるべくなりひらぶみにもてはやされ
（ものとしの思ふまゝにて我恵をもとめ我恵の後なるべし）
ゆふけたちのくてうぶみ（中略）これはあくの字は言葉の後にて
なるものにてくるひてやひとりあるべくもあらぬ人をあるべ
うなりともとなりの思ふまゝにけて思ふんとつくり

○たゝみたるんを
奮慌に禁の戯（ソハヒヲ）といひ或いはこれ又倍（ウリ）のたるんと
て誤り易しこれ所行の功よりいはの後世ろあるべきなり銚の風（ナリ）
さまを心のいつて我意るんを述に言ひあくことをあるべくを
穏なる業をなるべくしてとおさまりひりく

○水無月はらへ

六月にはものあれいはゆる月毎をはらへ山橋祭ふること
延喜式所載の事小学古代記第七巻十四丁月毎の
なるべし天福二年と改て文歴と号ぜしに文歴二年八月に又改元あり
嘉禎（カテイ）と号せしに十年六月に国のあらためられ六月毎のことを当年月の
中にあるを国ひらくさやと藤四郎定貞（サダカズ）をもつて有職のものに
問はるる河内入道申されるふ義解令のことくあるべし国月を翔
らるることを古歌のものにそくるとそくせよといふ義
四年建久八年建保六年に廿国月を翔ぶんと申さんしるべ
成例の多分につくべしとて国月はいとものつて翔ぶべきいふ言ひらん

りとあるべし

○秋さる衣

万葉集巻十

七夕は妻まちかねてあり布の秋さる衣たなびくらんか

師穆云秋去衣集中に春いまだ来らざるに春の衣を脱ぎ捨てゝ秋来たりて衣を着るを云ふ

秋長城云於是乃扉軽策鞭微錦蕭蕭御袷衣云々

待賢門院御歌秋さるもきぬ〻〻にいろ〻〻の花の錦を重ねてぞ着る

八雲御抄に七夕布之事はさきに万葉の考出てあるべく侯也

○ゆうのと

曽舟の家にゆふの浦海人のもとたく火の明るを見つゝ

乃ち彼乃人こそ乃りてさゝ波の沖の方へ漕ぎ出でぬ

契沖師の攷証に丹後の国なる由なれども伊勢のゆうと定められたり

長歌京高尾にまうでて万葉集の事問行ひ師のもとに文本

年二十三神祇伯顕仲の家集なり

陸奥をしほの海人の藻刈舟ゆふの浦にぞ袖はぬれける

寸世子丹後ふる郡にあり新拾遺集旅部に大伴家通卿

とゆうちとりの浦の海人さこそいふらめ袖のうらぶれ

ちの子に典侍の庵にをしまとて五人会せしに顕仲のうたとて

会せて見るに丹後風なる由なるべし海人と書たるを定めも

[illegible]

[illegible]

○ 家とこづく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ 手紙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○茶打

茶のうすめ侍ること世はの〻中あれ世に高れる人のわりに成とか
正治二年のころ宮内卿中納言定家卿の家にて人〻とりて之をとりに
遣わせ給ひしかば其院ちかごろ之をばわるの時と山く人々のなか
たへ侍りけるとのたまひしに茶を打侍りて参らせらるべきよし
ちかくを給はりてしらく書物とりあつめ用意と侍りしかとも
にてとりあつめ侍りしかの打茶と書に伝へて基香御の切用とて
まゐらせしとて

○すまうの札

中原康富朝臣日記曰嘉吉三年四月二日丁亥参伏見殿宮御方

御所云古今序すまうの稽もつくりけるとあるい盡と為てこの二歳
の長久の比あり稽をそけてはなれ物を稽とあるいらの
すまう一ようをあらはすあれこの文を遣る我もあるとあるとよぶ
なるこの稽と知るべきなりしもよりてあるべき事と云おもて弘法
に造らせられし国史ふるくられい弘仁ら伝ら伝ら百年ま
りこるるものとて侍るものなれも弘仁に新造ら以下雑のかしこ
古今伝に人相おてるものなりと西晋の事もつくり宮殿の
院にいる貴〻なりとて人相をとりて〻〻相事なり
ものを男を人相ふ言てれりしもの凡百月ひとつの稽のるもの
事仏も茶をいたしたるに又和とうこのもの意のあるにかるる

橋ことゝ

[illegible]伏見殿京御方ゝ貞常親王の事なり[illegible]
[illegible]文徳実録をしていく仁寿三年九月成
子朔辰携陳国奏言長門三国、両河頃年橋梁断絶人馬
不通清淮坂河、置二隻船以通渉履許し橋ことあれ
河ありとあれど長門の橋ことのみをして河いまだよりて
いとも[illegible]

○印の字に[illegible]

五葉集十
[illegible]印の字の[illegible]
拾遺集　山里の[illegible]印の字に[illegible]

平公誠

印の字をとゝ[illegible]
雨集
[illegible]印の字[illegible]

○いとゝ玉

親長々日記文明八年七月十日云参内若宮御方以下有御祝儀
いとゝ[illegible]
今案いとゝ[illegible]文殿の[illegible]七月
[illegible]に[illegible]の霊魂の[illegible]
父母兄姉[illegible]師霊[illegible]
○字アザナ
万葉集第十七に云有大舎人土師宿禰水通字曰志婢麻呂

於時大舎人巨勢朝臣豊人字曰正月麻呂又曰有吉田連老

字曰石麻呂

玉海 月令粹定 第実公日記 曰安元三年四月廿日宣旨依奉射神典給獄

所輩

平利家 字平法 同家第 字平又 田使修行 字郡修五 藤原通

久字加藤 同成直 字早尾十郎 同光景 字新左衛

為憲 字為九郎 同為の世の俗名とてくいとてくう

帝王の風ふいあるいさらぬ大食の故実なのくもけ法と用の

モロコシ

○晉書を正用して新歴を作る暑法新歴の大概

平相保と文法博士宣氏朝臣の奏して曰九年四月より始て新歴を用ひ

古歴を廃し其月の十四日より十五日

古二月の大小を新四月の大小と

改めあつる之又例に古歴三月朔の干支を以て其月大なれば

干に出る月小なれば干に出る月を以て八月を新三月の

朔日の干とし其月大なれば古歴三月朝日甲子にて大なれば

戊申小なれば己未にてなるべし毎二十四氣に古歴を看

甲午なれば干に出る月ノ丙子と為年の支を以

て一位其氣の入る月朔を以て古歴と比べ古

歴毛ノ二朔に入るに一日あるべしの月の内に

中氣なきを閏月とすべしと又別に定月を撰あり前年の冬至の日数を以て定法二十九日の内を減じ残りを四分して一月とす故に閏月なきを以て定法とす

○藪医

庭訓往来に雖相尋醫界に藪薬師学者同見、

来い須知藪医丹波興薬師以新医為藪薬師

今世に云ふ所の藪医とは下医なり藪の字に

て沼の沢あり草深き遠地也藪医とは田舎

者なるべし

拙き者は先は田舎人の毒を薬とするのみあれば田舎医を

藪医とも

○里数

風俗通に三百字為里 又晉泰始二百步為

日本の一里は七十余丈なり年山城国より又摩伽

道源星野の事萬葉抄に為替却記云田八六丈五尺を

一間とし六十一間を一町とし三十六町を一里とし或人云伊勢

四十八丁を一里とす云々 ○ところ一等士の説に伊勢

道四十八町と云ふ信之馬子雲卿の類い有りしなり

ものしるしなり海内の里程は曲尺六丈を一間とし六十

間を一町とし三十六町を一里とし伊勢国にては六尺五寸を一間とする
のゝたゞして錢数に京師にて事あらんとする時は伊
勢通の一里は六尺間の三十九町にあるゆえ一里ごとに三町あり
伊勢国の十二里は京師の十三里にあたる故に四十八町を
一里とするゆえ京師にて山田のお宮ゆきの内宮の同宮
八里あり里ごとの人一里と称するゆえ京師にて
又武蔵の江戸にて四十八町を一里とするゆえ又近畿式
東西両京の大尺とは異なるゆえ一町を
四十丈也若是を六十間とすれば一間を一町
一間の尺寸和漢とも同じいぶり　右御伽草紙等所出中相保之書法
　　舶所著之

○夏山渓橋

聽玉集に云烏丸光宗公へ地下の人共らこゝひとりて夏の渓橋
の事梅月堂ゞ草庵集諺解に傳授とゝ下じいのとゝ中ら
に地下ゝ人ゝ中にいろ〳〵のるとゝいふ夏とゝいふよい京にて
にゝのるゝと見ゆるゝ江戸と見る遠を所のるゝとも云て
夏橋とゝ云て目ゝもしゝとけやきゝゝるゝ所に泊とゝ云べゝ

○重語

東海道に物の形容の相違せるを恰好よしとゝ云京師の
とゝくらこゝの方に実にまことけだし所に浄瑠璃日中より夜中
この説西鶴の半紙の中に阿仏のこゝ神のこゝ馬のこゝ甚長〳〵

し例ありてくるしうるとこそいとなれ伊勢物語にいとなれ
ぶちえらいて源氏若菜上巻名宴のさぶめなきまた柏木の巻に
おくれたるこころもとなく乃理枝を我いにくきものの所のたまふ
まに撰集抄さきの関白の巻の条には あるもいとなれ乃ち
法験のたるゝ悔まに世五日につきとさるべき人相言記布施な
いの何ふ別しとすゝあらはすと巻にいとまあらんこの御四巻
物語のふぐきとつくるたぐひもあれと大のとかるの交るゆふ
ある何とまと紅葉を。はやす稲東風ゆるのあるを寄せる
よるれとも仲の初とも京極と実ふなるのにひとことの

○恐仮の字

世俗書状の文に恐仮とつくゝ言あゝ貴人に対して仮をかゝる
に用ゆる字恐惶恐々などのたのことをいちひてあるれよりこと
ふとつくる慈字よりつくるなるひゝに中山大臣殿忠親乃貴嶺
同ときれゝ恐仮相羊とつくるあり是ゝて字義の白ゆゑ
ときるべし一度ゝかるれ一度ゝかるこゝろ義なり

○芦のまろ屋

釋名に云草圓屋曰蒲二敷也總其上而敷下之又謂之庵
々菴之所以自覆菴也物語ぶりに草圓屋を和歌にもよむ芦
の丸屋なるべし

○米を八木という

米と八木とつるる古くらゐ小野宮右大臣殿賓貢の小
右記にのるるる

○義の棟木をしるして

義の棟木を年とるるる汗年元棟なるつるるるあるる事
しるるる

○俵の字

俵の字字書に米苞のなるるるるるるるるいつのひとりひ
とりん甲陽軍鑑 墳經 松山御陣ふるりて俵るぬるぬるた
る者あり松るるに馬端臨文獻通考に唐宋和糴の
るを論じて自唐始以和糴 ナヤ 元他用至于宋而糴遂

為軍餉儲邊一大事熙豊後始有結糴寄糴均糴俵糴博
糴 糴 糴拈糴等名何其多之この中に俵糴とつるるる俵散
の義なるべしとあらにらるもあるるて俵こ俵なるいひ
ん

○正月氣のぼり

とろとろいてる正月朔日らる十八日にるるるで丈年陸治乃
学意のるるるるるるるるひ字るるるるひ璠投丸を鬪しめ クヒナヒ 翻 ホシ
牌 イ なるるのたるもれをなるるて晝夜を徹るる事るるるるんを
放魂 ホウコン とるて今るる氣のぼりるるるるるるるる

志餘熙朝樂事にいへるごとく

○辻番の布子

鄙俗のものなるべし。されどこの中に辻番の布子あり。而して今の

ものゝ如くに鶴林玉露に云京師久雨忽晴兒童催呼

曰萬綿襖子也矣注に謂日煖せしめ同日の使なるべしいづく

にも人情かくのごとし

○鰻鱔の山椒

世俗ものごとに山椒をそへて食する證類本草に云食醫四

心鏡に主五痔瘻瘡殺蠱方鰻鱔魚一頭治如食法切

作片著椒鹽醬和食と本艸綱目引書に食醫鏡

とあるのごとけるを漏せり

○峠といふこと

峠といふこと甲陽軍鑑に到下之圭臥雲日件錄に江

文坪とあり中國にも峠といふてタヲとよむ峠市休錄の

タヲらけのタヲなるべし

○貝足櫓に春画といふこと

青藤山人路史にいへる士人藏圭ほるべき多くその櫓

ごとに必春画一冊づゝ入もりあり人其妻と同にさるべし

貝をよくこうるものなりとこうさるべし貝足櫓に春画を

いれるものなるべしや

○人間六十二年の才

甲陽軍鑑に云人間五十二子の才をたのもうとて山谷跋旧書詩巻云星家言云六十二年不死當壽八十餘とあらのるに

○刀の大小

刀の大小のる長短二ちとつゝ〻南齊書本紀第三に武帝の詔小常牙服身長短二ち鐵鐶者随我入持宮云云梓宮い棺のるゝ

○文箱の蓋朱漆

文箱のあるゝ上と朱漆うるしあるい紅簽の遺完のるゝ

○鐘を持た女人を忌む

物理小識に云鑄鐘合煉丹藥皆忌裙釵之壓今鐘とつるに女人を忌むしたるゝ

○童子のたゝもん

僧虎関の異制庭訓に目比頭引膝梗指引脇推指抓宿世結宿世燒とも宿世結今の縁ひとつゝとよるゝ

○又ひらゝゝの鬼とゝゝるたるとゝるとゝゝるあり

替鬼とゝる明の劉侗の帝城景物畧に出せり

○米を鹿章とゝる

よく精ゝる米を鹿章とゝる今俗るも稜の才のごとる米

なるべしと日本紀略花山院寛和元年三月十八日の
記に施以麝臺六百許又明月記源平盛衰記出もれくし

○三寶島

醍醐寺鐘曰山海國千沽船舶山有佛法僧大乃伝
性靈集に高野山住僧佛法僧を大乃伝

三宝之色同一島
宝林相望雲霧
一島有人有仏
性心雲水俱空

とあるとして下野二荒山寺壁書石碑
十余日別霧降山和別火降山日光山霧別山新宮
山別嶽山上別赤木山なるべし人なれば伝をしるべし

夜のくもりて星もなしたるの秋雨を云伝ふ暗らく山すく黄色
四方をしるべし東南赤く見えたる
赤雲を東南に赤木を見たるを夜更に赤雲
つるのようなる夜雨のくもりしけるを
をしたるを所の山伝ふに三羽のつるの暗夜のよ
うを色赤木のつるのいたるためなり
門葉集に上醍醐に仏法僧を聞て　急雨上人
こゑをしるべに行くるの仏法僧のなるなるべし
赤保集にこゑをしるべ
三山のうたなるべし

通念集に云仏法僧のそのの事は実窟閑林の内に隠れて
のみ行ひ難仏法僧と唱ぬ世間にあるを聞て梅尾に通
念集いつるめく実窟に有るとつくるも人いとふるに余所ふ
なりのみ〜なく世間の隠れ多くいるものくい山林の仏尾
にあるて古来仏法僧なくるる新古今俊成卿
梅の尾乃家とつくるもちるの尾の仏法僧なく
とよめる
梅の尾のふる乃事なる人ものもある仏法僧なるにつるとも
梅尾仏別房京北井たるしみこの古来を國保して堂塔
を建へ今にくるもあるる長るれいまるる又
日本紀曰延喜六年右大臣光仏法を八僧佛法僧を奉て
唱て云四年八年右大臣思一平於五條家開世十僧説法花
経仏法僧事の始なり
夫木抄に
源人〜ふ
高野山を所居の乃乃高つれいるる仏法僧なる
すいさいあふのそ仏別義心の幸社殿曰八九年見国切年祝
姫と仏〜好のを拍掌を奉る三星千方る高合とて
ちく力なるに美聲ふあやくるる班鳩ふ山乃人なる
るるもすくるるとて神ふひをそ年年乃るに仏を新て
堅なふのくて人に見られて知人なり四世〜て高野山

の修行して見給ふ山あり下の三宝をすてゝ参る
道すがら山あり常にはなれ山あり
貧僧の法門をあるに今新玉ふる仏法
世の世のなかにて玉ふる所の毛髪
なりて三国と道に人山にもり又天竺
春京都上野社人家木兵衛
なるのうちに林山の林下にあり
小さなる用もあるに水の中に鉢食して
さるに春山にあるに鉢食
りに一夜立まして墨の書をたくさんいまあと食ら

鉢をもつて僧に与へ給ふ蛭をすくひ今にわれ是を食て
中のひかりをはなちあるうしに鉢食して
吉田殿母と申す百姓に仏法信ずんと仰せ
ゆるに参て鉢に成ぬ
弥陀堂に延長八年八月十五日に八幡宮仏法信
とゝゝまて御ゝ長教有り異又及ぶに
その人を君を参ゝとせ
敬白西事方のゝ源仲忠御使
法を切ゝ
霊元法皇四月十日御寄寺
御幸

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○善知鳥（ウトウトリ）

秘蔵抄に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

めらあるべし案ずるに以

奥州觀光記曰志ミノ巻曰

安方鳥方或浮或号善知鳥相傳是所産千外濱也近来春

夏之交商人賣之其大似小鳧而通形淡黒長首尖嘴

脚共黄色但自頷下至下腹純白商人曰之善知鳥食之則有

脂甚美其好味不綠頭鴨云〻

○味噌

天野信景塵尾ふりの今の世味噌の字義しるべこれ或

い未醬と書末數汁の調ゝ按に宋孫穆雞林類事云言

云醬曰豉祖〻〻本朝の俗言味噌い豉祖の音訛

○法論味噌一名飛味噌

法論味噌は大和國元興寺に護命僧正ありお

いれる人始奉氏なり義淵國名勢那の産之年十五にし

て元興寺に出家し法相の

大宗となる時の上法ふ山に入てれひ下法ふ寺に

のりて四年天長四年僧正年八十五にして病

とし僧正の製作せし味噌を法論と云人ゝ護命を

ともひ又は味噌ともいひ又は味噌の名を飛味噌と

いふ著聞集に武門の吏義光義家のもとに若黒ありける

僧のあるとき義家の前につのの角ある鹿

と河ひとれ、侍るなん

きのくにてりくのあしてう咄ら伯

みちのくをやまとなつぐい　敦之録

○子六月村

國郡志に云れて名ゝ村にる六月村と書て子ろだて村

と呼て下あるめを吉子育村なりしと出羽て云月

とは風ゝ書しゝ侍て後る六月村と書ゝ

○春武村

播州に春武村とて下あり雪中に雛子めぐるのたゝしゝ

富田寺略表入在洛国阿弥陀あと面てれりに

雪とて毎年降りて四方白ありしに付くるもの雛

子の踊たりしれ雪去て春にきたの音信しげ春

とゝきれしゝりけ下を春の村と付へめを

○逃水

夫木集廿六雜の部八後頼朝臣のうた

武蔵野にあるとうるの逃水にあうれても世をさくる

この水逃水とうるの実の水下あり武の焼野ふたつぐ

ろひを逃て脱命れいあるの流くにてあるとてして

八人こるしるのうぶ野馬陽炎とうたとしるる

ものつぐ相ぐ下ありたに相とひるる

性霊集録陽燄喻 見千巻十 一巻六十二ページ

遅々春日風光動、陽燄紛々曠野飛。羣體空々無所
有。狂兒迷渇遂忘歸。遠而似水近無物。走馬流川
何處依。以下畧

運轍寂智静日飢渇問極見熱氣如野馬。謂之為水疾走
趣之轉近轉滅走馬流川皆謂陽炎狀貌也

○阿古義の浦

坂上佛い
是ハ利義詮
公ノ豊蔵
ニテ國芳
之人ニ

阿漕浦ハ伊勢国鈴鹿郡の海濱なり今ハ津の城下なる
岩田橋なり賞ハ名のみなり古ハ新なり坂上佛が奏張せし
安濃津とおもはるゝ阿漕屋の柏ハ

くゝハのはらに寂しくなりひとそくゝ法ハのあるなり是
によりてなるべしれて西方のあ濃にハ千鶴とて御鑑と
せし是を御帝朝あるハのうで朝又ハ濃ていふ朝なる
いつくしとはなる女年の例なて屋田屋新屋新屋の神なが
奉る是を神供として其余ハ正負の使三度の翌日宿鑑ハ
て後味なるなり其魚を採る所を長蒲なる幕を張りて船
二張なて一日に採ることなるべ式説にかくハ是を阿漕浦
なて鈴しなる朝ハ十八物のなにいるんバ所しの海ハ
海方是を九月なるなハ海朝とさるなるなる海中蒙く海く
あるなんバ国中に二ヶ不に限りて今なる十西方遠なし

海も多くしてくびも阿漕の浦とよび朝の命ずるところ
年経て甚だに重くなりぬ故に汪ちいけ浦を他国を
禁ぜしてくさみどころに海ちるものあるべき度ごとに
海意に背きて罪せらるる者多くなりぬ同じ甚だしきあらず
といえどもいまだ古今六帖朝の題にて
もの者とは海の浮に沈ひく網のたびごとにくびをぬ
けずとは海ちる阿漕は地名なりとぞ海の浮ちるの浮ちるものよ
らずと翻(にれかへし)て
伊勢の海阿漕の浦にひく網のたびごとにくびをぬ
と詠ぜ給ひ阿漕の文字は阿古義安古本に

ちる地名に農の字を漕(コギ)訓てあ農浦とあ漕と濫り
たるよりなりて陳いあ農陳とあ漕とあ漕陳とのこ
ひあるべしたるなるべしとて陳とあるは昔船着海辺乃
小門なりしなるべし伊勢陳彦の伝奉の神
饒雄(ニギ)彦(ヒコ)と為せしなりと伝せしなり年を歴て恒
武天皇十代の後胤出羽三郎正衛(ヒラ)の三男安農陳三郎平
貞衡より平氏数代の後裔出羽守貞平氏と
又東鑑に三日平氏の名あり○建久三年十月七日同
年六月十二日両度の大地震にあ農陳吟八幡宮沈没せり
とて今の地名なり○甚だ文録年間今のあ農陳へ

細野九郎左衛門尉藤原敦城と称して住めり天正十一年より
織田上総介信包城主となりて城石垣を結構す天正十
八年より富田家城主となりて慶長の比にいたて
堀下廣大にかまへたりとぞ

○安濃津　○安濃の松原　○安濃の清田

○安濃の河原　○安濃の板橋

是等をかの人あるたるにお濃とあることを訓りしを傳いる
りて木をも義と濁りなるべし一説あることは海子のる
ゝて木といふなるべしとつゝ是い根本をとらに後ゝるの
是をにらゝてあとぞ海子木とひゝるにや○あこの後考ん

美濃国三ノ巻に
大宮のゝちまてさしあるあるべきことあとこのあるあるのまひ是
新治郡遺集に宗全法師のゝとある根本いこの国ふ古ゝる
ゝまれあるよ度をゝまて根本つもあとゝ国ふなるゝ月ゝ
同ゝ拾遺侯公敏の歌ゝり
いとにせもあとゝ国ふ紙のあてもや根本のゝを思ひと
世後根本あんゝも甚迂遠しゝたそこくいさ字法濃の説り
なるべし
阿濃の平次とつゝい人の名にあんゝ前に流るごゝく平あの
中国の阿濃郡なれいゝ平氏を平次と称りて伊勢平氏

と阿庸平沢と呼事なるべし安濃津の支国にて
前亞相親房公の撰ましたる神皇正統記に
津の湊河とあり古くは同津と云ふ文字甚異なる
け津の名りとなる由なるべし塔式の文字も有る代くの
形ち多くは伊勢名所図会に詳細に記す同津と云ふ其文
やうなるものなり国の人の屋敷なる伊勢の同津なるべし
なる〜しかも安濃の社の図なるに安塔と云ふ異なる国
の図帳にて民の方にまつるもしに信仏の塔とのみ書
載せむ今是に其形はなるべしけれども
ひとなるべきは八幡の宮にて祝ひなる絶て今安濃の

信仏として田にたるべき中に本のまゝ美なるべ
又高塔にて礎の石なるべし社の跡なるべし安濃の信仏
い塔世の東川岸に立樹の枯てなどゝ仏なる其方右にあ
こたちの社なる深ノ氏社こそ新ひ〜日今い杉の廣風の
なるべく絶めこ社い安濃の杉なる廣の杉なるべ
中にあるべんの〜ところ
或人の云洞を穴と刻い例のなんはあ同津の割なるアナ
ツなるべし○ナ○ノ丑寅相通ふなり

○再幷橋

再幷橋なる津なる塔列多京郡稲川の廣場なる東北

あり〻勅使参向の時多くは川ふゆ〻移せり

いのゝ牧さいそひの梅花は大宰大弐高遠今〻梅花の盛なるを瘦夜又少夜寒の〻ゝ月明の頃を稍木村とゝ村中に八王ば路あり〻とゝ〻る河内の川の西を稍木村とゝ村中に八王子社あり〻これも古伊勢神名帳に竹の神社之

○高雄の八幡宮 并鶯宿梅

此石塔に云八幡宮の東都鳥羽寺 一名山階寺ト云 東円堂の前にあり或は近江のしらとりけふに八幡あり〻ふ今山階に移せり〻これもたゞ八幡なり〻ゝ

羽元集に

一條院の御時なりしの〻ゝ此八幡を梅を人の〻ゝてなつ〻りを御子に行りあれば其花を〻ゝ見て〻ゝよめと

ゆゑもとゝりあいよあり

伊勢大輔

たゞ〻のなのみ都の八幡宮に梅の花のみ見るかな

新古今

建久六年東大寺供養の内裏鳥羽寺の八幡

梅さかりなりけりとて行幸ありけるよ〻ん

花ゆゑにひとをはるばる来てみれば我も春の人になりけり

此石塔に

上東門院の〻ゝ石あり〻ゝ八幡宮を都にうつしゝ

大ぶんいとごんのかたちにてあんを桜とかきてえこと
まつりたてすゝといるひてあるのもかるいつゝもあるとや世俗
こゝとさゝゝのひてちらしかゝるものとこれを思
ひゝゝさゝに色ものゝゝとて桜いめさんにかゝる強に伊賀
国金峯のたちとよりものひてそれとうえのこうゝ七日ものあつ
宿直たゝゝてものゝもものひかるのあるもんゝ金峯のたちとあ
たのうえの桜のたちとめつるものらこゝ
ゝてあるゝ書にゝ
素戔嗚尊の御子を新義とつかゝ人をゝ桜とつゝかるれ
のゝせさのうえのゝこゝ年とをはてもをもしこゝに仕ゝりの義

いるものゝこゝあるものゝひかるゝ大内ふゝゆるめゝあけゝんて
其桜をめさんれゝる物てあるのゝいゝなゝゝやあゝゝ
八ゝ桜ゝりの九ゝにゝつゝゝめてたゝ春ゝをひゝゝを
ゝるのんゝゝゝて新ゝゝゝびたる大内ゝゝ新てゝめてゝゝものひて
桜ふゝなゝゝゝゝあゝのひかるゝ新義ゝ優ふゆゝゝゝゝ人ゝ
撰集のあゝゝかゝに
新ゝの庵にゝつゝゝゝなゝの演ゝるゝ人ゝゝゝんゝゝのゝゝ
とゝゝて之てゝひゝゝかゝるゝんゝゝ演ゝるの神ゝゝ人ゝゝひかゝ
国忠ゝ新義ゝ桜のゝ
たゝゝたゝゝゝに

大鏡巻八に云ふ帝天暦年中清涼殿の前の梅樹枯
萎む勅して是に代るべき梅を求むる人有り奏して
云ふ西京某の家に梅あり花開く其色濃く其香濃
やかなり是その選に当るべしと云ふ召おほせて人をして
さぶらひをかせ給ふ其の女おほせ梅を献ずべきよしを仰せ
主上偶さぶらひ給ふ所の歌

勅なれどいとかしこしとて参れば君にこそ
ぬしあるらめと詠じ給ふ其の女何人なるを問ひ給ふ人
答て云ふ則紀貫之の女なりと云ふ梅を賞する者梅を愛

でゝ八重櫻賞する者櫻を愛でゝ一つゝびの歌を
なすものか

○貫之の櫻

大和国長谷寺の中房に有り紀貫之初めのとき初瀬に詣
りて彼の寺井坊浄真の方にて宿を求めて都に
上り朝夕に付くるものもなしに初めの所
櫻を一株の櫻を植て斯定宿主と浄真とを櫻と名
の字

古今 人をいとふ心もとゝまらぬ身にしあれば花見
とのみ春をすごすべし 貫之

浄真

都にもいまゝ西番にさゝるものと植るもの人の伝えてなり

○初言は修心

西京福寺の僧中に花林氏とて有り別号を円修心

とて人倫優なるゝ人にて第子多くさきて

きゝたびにめつらしき法門を神妙にてらしてきん

こゝにて初て修心を伝ふ第四年辛酉

冬中に仏伝遺教を以て修ひ終りぬ

○こゝの句の意

京師元文の比乃人京都に住る者人はてゝ人のあるに

是を聞て初て神妙のさとりの句の心あるべ

しとの事あるゝも歳月に入りて感ゝ思合はるゝの

義とゝ云ふ所に成て思ひ合はるゝの乃に始て

はつ人やさるの事いはん人のゝ人にはあらぬ

をきゝて又ゝある

○茅の中たつ行住坐臥の名はいかなる

の行ゝ心神の神ゝ人も取ひしることゝ

○修新山

仙人閑乃年福寺門ちかの所にて東方のゝ小東禅寺

の僧内にて坐禅に年山つゝきたる坐句ゝ中のあるゝ

古くより暗部山といひつたへむさくるしき所のさまにて都
とうとくと異なりてあづの里といふもあるべきことなり
山列名所志の十六丑十八番にいまと祥なるべき新に暗部
山を古人新馬山の一名とせるとかいとかいとかい

右の論旨においてはいまだ補翼の実績なきを以て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

雨を冒して陣中をうろつく人影もなかりしが遂に
笠に落ちつきあるものを求めやうやうに地つき
て二人門をたたき案内を乞へども
ゆるさぬ村百姓ひめ河原者と聞て
也と申す事なれば聞るゆゑもなく
世話あつかましきなれとなれば
いつくに紀路のうちにもしかくさぶつて盛る
山伏の国をめぐりて此一枝をもつて読て
さしやうの新しきもけもの
のみ其ものとなれば其濯をけ
ものてこそとせれいまもてをれ

雖に日夜農なりし仕事をもとしかりうるうて
もなりの職の音女の事なのうりのふ中村法新ら傳京我の
商売の人なりりたるこれと彼に掌我はるはる感術
て止で道濯其人と同ふ京我ら日ちうに
とあれ雨を冒して
るの生業養了に於て
あくのちとめてこれ
せたいうてのいまを入道の口を入あてのうへ
なるとしたるものの世ふはるれ

つまもとの心ぬるゝ[illegible]
[illegible]入りしてたゝ[illegible]
[illegible]遠[illegible]に

水鶏[illegible]に伝[illegible]
[illegible]
[illegible]
いひあこせて伝[illegible]

兼明親王

[illegible]
今山ゆの星は旧[illegible]園[illegible]
[illegible]田上

水の側にあり

同[illegible]云山ゆに実のふ[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
漫[illegible]

○古歌の訛り

新茅[illegible]
に[illegible]

浮世のことをすてて向嵜にこもりて骨壺に投入て一首詠ず

「十字屋名家ニ名聞トニ人々」

高野山軍忠記に付くとゝろの法眼のうきみに

とゝつるを載るこゝろ推りもなくて指とゝ金剛寺あり

雪光院殿高野山にてこの人にて骨壺へ入れ給ふ

ちりぬるもとゝもとゝてゆくゝ月ゆきて那嵜をあゝ

しもちゝなるものゝかなて

高野山にあり法眼はゝ年くことゝのはゝのゝ浮世をいと

とゝ西堂門下の法眼にて紹鷗の師匠にて紹鷗を口ことゝせ

ゆくゝ行くあやとちたるふこゝ　十字屋名家利はゝ

毎年ゝ殺ゝ

亦僧時人傳とゝつるに付川四郎忠あり解を西堂にて

りて

法ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ年ゝ

らんと室町殿に昌叱が法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ

○長谷寺

平法和尚

我門を来嵜ゝゝゝ

所記景圖に見えたい侍中細川藤原の長良郷の藏人四位下藤原の紀經の三男の名い軸相藤六と号せし官人と
あるべきなり

○大田道灌愛竹の歌

太田道灌こんの美竹を翦りたるにあるべし一人の
童ありて歌をよめりしに
とりもちの長竿なりけるものを人の屋根をとるとは
と詠めりしを道灌感じてもとのごとくもとのごとくせよとのたまひしとぞ

○七夕のこと

伊藤仁齋ぶんせきのうちに
さうしに出いでたる七夕はたなばたなどもふたつ
といひ紀貫之の歌集に
まことにとあるべきなりとあるに
とあるに同じ仁齋名い維楨字い源祐号い仁齋之古
學派の第一巻とあり
井澤長秀俗說に本朝上代天棚機姫とあり

舊事紀云今天棚機姫神織神衣古語拾遺同上倭姫世紀
云天棚機姫今織太神御衣是名磯宮殿全日本紀證云齋内親
王川原殿院是也類聚神祇本源云建八尋殿屋人之天棚機
姫神孫八千千姫命織太神御衣遷幸要畧神名畧記所載同上
とあるに續齊諧記に七月七日織女詣牽牛とあ
る此牽陰陽會して七夕をたなばたと訓せるなり

○柳史明神

水滸の宋の時の人なり柳史明とは或説に云せは
柳史明年の縛つるとて日あふくあり兵神
に形今しくあるに陰毒しく行ふ所屋敷くあるて
はすると那きとくれい仁ふ云ふ神を祭るとあり
柳史明年とは云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ
神象の棒をあつてくらもちひを少なくなる
んしに行くなり

あるれをもちて柳の神のみるれはめ三ぬをいしとおのいたる
のや

近隣應云

○ラガル

ラガルとは海中に居る長二丈平尾長く鱗甲
ののきする食ふ陽る嗜欲又ふ於事物ならば蒐鮮の
ごく見に捉を凡あり其性ものて猛惡にして強魚をも
取喰しに行ふ事陽ふ此ばる熟ぶる也又人を食ふ

只行者屋を以熟物等に再度煎て其後乾せし物の
ちも又細小の魚を煮るに水に当て後ち〻ラガル
に随ひて他魚小蝦合せ煮るの害をさくるとせるに
大き鰐甲のごとくして其陸ふ奇なる所延蜒を吹く大毒
気ありて人畜誤て是を踏ば即斃るけラガル高さ
有る人を見て吐出す事能はず口内軟くるおそ
あり一魚有り丈ケ三尺名サ志レメリ ラガルの腹下を刺して殺
す又陸に上り形ち鼠の如きあるてラガル其外大
魚の口を開くと何て急に入て腸を食ふ伝大毒是
ふ蟲ちの苦しきて死ス又雞肢蘭ランと云草あり

ラガルル之圖

夷人此草を植ゑいラガル恐れて来ることなし

仁魚之圖

仁魚は大魚にて長サ廿四五丈にあるべしと雖も悪魚船を害せんとするに

仁魚来りて能く船を保護し悪魚を近つけざるも或い悪魚弱魚を食らんとするもよく保護して喰ふことなし

落斯馬之圖

長サ四丈半前後横巾四尺ほどあり鱗甲實堅く刀鋸も砕くなり額に両角あり曲事釣針の如くにして角を岸石に懸て寝るなり

薄里波

薄里波長サ一丈計あり全体水晶のごとく身色物に随て映ずるなり石にふれば石の色となり薄ければ薄の色となる類なり

航魚

分甲の類なり大サ僅壹尺甲殻蛤に似て六足あり

甲殻を舟となし足を帆として流に随ひて類なり

飛魚

飛魚ハ長サ一丈ヨリ鳥の翼ノ如ク面ハ黑ク大魚
敵魚のおそれを家ひとをばく食ハんとするに
過くなきなれとも
高く飛の昔時紀の人
乃船に飛入たりとて持て
たる事あるとかや
大海亨魚乃圖い弔が著述ハ又古のけ
にくなるといふなる書にあるしるかい忘ふる取捨もいとかしこ
ひ

○弁平昇平ハ文字

太平ハ代を平て弁平の代とし又昇平乃代とい
ふ清の虞淵子名徳が諧聲品字箋にくはしく
弁平獨言成平又弁平ハ言弁平之價得平前漢
梅福傳民有三年儲蓄曰弁平又昇弁之日漸上
弁也又昇平曜日當空六寓昇平之矣志ふるに弁平
といふ昇平といふの義異ととるべし

○古手屋

俗に古衣屋を古手屋ふ古衣を古言
ふてい物くの約なれば古細布なり書紀小多倍能

波伽麦鳥とあり延喜式にハ明細布（アカルタヘ）照細布（テルタヘ）青和幣（アオニギテ）白和幣（シロニギテ）などつくるを和細布と云

○山蕎

和名鈔に云本草曰麥門冬（和名夜末須久）御覽に云路陳の苗

しゝ山橿のちゝさやかなる実のなりて万葉集にハ

時ぐたる芳の実とうたに詠れたるひてゞ日ゝ

しつゝとうみまぶ山に芳を多くとうみ文字を山芳（ヤマスゲ）と

書るハ必しゝ麦門冬にもあらぬ山に生る蕎なり

〇延喜寺上人京極御息所のる

陳云菩提寺上人京極の御息所石ハ寵子故也

時平公の女志賀の花見に車のちぶん浦風吹よりて

つゝ分ゝ〳〵ゝる現のゆゝにあくがれて宮城乃御所にまりてゆく

ちゝ居ゝ〳〵と篇ゝるゆゝ〳〵ふ上人御のふ

きゝがゝて

ゆゝまよゝ沖ゝのゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

三日天子臣下に玉帛をのゝ[illegible]を[illegible]しめ給ふ大伴家持の
うたの新古今に出る袖中抄に賀茂の新の幣
[illegible]を玉帛とよめる[illegible]と代通記ふ
[illegible]人の子[illegible]
の[illegible]命[illegible]
又云[illegible]の御[illegible]
一首抄に[illegible]多帝に[illegible]
親王[illegible]
あ[illegible]て

法撰集

[illegible]

元良親王

[illegible]

○[illegible]

伝忌に[illegible]男女不親
授の穢の[illegible]
[illegible]

○床板に皮つきを用る事

人の家居の床板に皮つきを用ることなし穀梁傳云
禮天子之桷斲之礱之加密石焉諸侯之桷斲之礱之大
夫斲之士斲本今承はり[illegible]

昔人のこのこゝろを移れるなり

○梯の妙り

梯の妙りい伊奘尊に[illegible]て所々盍鳥草敷の川とゝて
寺稲田姫に湯津の爪梯を伊撃に梯しのゝ乳
まり其後鈴明天皇詔あゝて八品大明神と号め梯
五の名〳〵是をもゝめり八品とい水梯 解梯 直梯 透
梯 爪梯 唐梯 小梯 木の[illegible]品之
京師後山路大原の祠い伊奘尊と為て八品明神
梯五い神を為て思惠と教ゝ〳〵

○稍夏鳥

古今集穢部に

[illegible]

[illegible]

新嘗

[illegible]

鶺鴒

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和名抄端出之縄與注連同續日本紀云左縄端出云
是はとてくゝめるなり訓は上田秋成俗人云い志利久末の
志利い後なり久末い限目なり加伎の約引伎なり久に
かくまもて云垣根もかぎる也久末と久い絡なり和名抄者
久末とつゝるなり是いとのいちはなるなり神代巻
手力雄命日神を岩門より引出しもてきて入たて
ほつぐじと御後に引さゝしたるなり次の縄なりて左
縄とつゝるのなりくを又男なる詞ゆゑとなりてのを
毛ぶつゝるなりとせりとつゝる宜長ハしるい蔓の本をいひ
うちゐこゆみていつるのをとをさゝてださぬことなり

なる縄なりくをつゝるなり是なり秋成ハいひ注連縄いとの
ひくを男なる詞なりてをとをとせりとつゝるなり
なりしるしを牆なるを標結とつくりされば書紀
の二近江天皇崩御之時婦人歌ゆゑ人ゆゑ
大船のはてゝ(標)やすらに(結)をと又石川夫人歌
にさゝ物の大心なりいたぶたるゆゑ見もあるは
なりをにる標野などなり
なりて右なり意の詞なり高田与清の説ハくぐを就陽なり
コユルハダテとつゝる義なりや恒をクるとなるなり
萬葉集巻廿四十久敬故之示変詮馬なり
ニリクメハ

を後越隔縄(こりくべなわ)として後へ張(はり)の縄(なわ)と云意なるべしとそれ
さもあるべしこれ隔(へだ)てつる義(ぎ)ならんもあるべしまた隔つの意
としてつるまことやさ細説は書

○激曽(はげそ)　阿太(あだ)

萬葉集巻詠氷江浦嶋子(うらしまこ)短歌(みじかうた)に常世邊(とこよべ)可住物(すむべきもの)乎(をや)勿(なか)
勿(なか)已之心柄(おのがこころから)於曽(おそ)也是君(やこのきみ)とよめるこの激曽(はげそ)能風流(のふりう)とつくるも
るに遅鈍(ちどん)のこころなるべし畢竟(ひきやう)敏(さと)
きつくるべし備中国高松のあるところにつる愚人(ぐにんびと)の
ことを激曽とつくることなるべし阿太とつくるも莫閑の
考に今乃世化野(いまのよけの)と書てあるべしまたもい化のよめの
脱(ぬけ)たるものなるべし化(け)をあだとよむこと国化(くにけ)
人をあだ人とひとのことをあだなのごとくいふ化(け)
あだなるなどいふこと化(け)つる意なるべし
しつゆゑにあだ人(びと)なるべしとつくるさもあんなれどあだ
いあるべきの中昇なるべし備中国化(けの)郡(こほり)
にて詠(よみ)て家の外とよめるもあだ
あだいあるべしこれにつくるべきあだ徒(あだ)なることの
なるべきいかにも田舎のことなれば同業なり

○頭(つぶり)

人のかしらをつぶるといふ俗語(ぞくご)なるべ

古事記に都夫良意富美とあるを書紀に圓大臣とかかりなど篇葉にい圓にしろくつぶえとよめるもかの面のどにぬきたるをばんがめるとてあるにめるようなるべし鳴ごもをいつぶるとてのもく水を潛るまいるるなるべしなるるもよりつゝ早稲なるべ冠辭とこゝ意なれば古日本清が説に壺をつぶるを圓の義なるべしと倭訓栞にもつくを指ふ花のつぼを局にてつぼみてつぼ皿はぼ口

礫甲螺など粒ちなど同意なるべしその玉なる法ふゝゝゝゝゝ僮僕を和名抄につぶると訓注撰集抄にもあるとつくゝゝゝこい圓部の義なて頭ふ烏帽子をめと

乃ちなれはあいゆゝゝゝゝてつくるあるやネとぐい横ふかるの音なり

俗に東国の方言に頭ふつぶろ所と又ふ栗の實乃いがようゝゝゝゝゝとつぶ栗などつくられぶもうるもをんなるとつくゝゝゝの同書

○優曇花

貞應三年七月鎌倉薬師堂ノ谷の邊りに浄窓法師と云て独りすゝりる僧あり庵のあに優曇華の生ることゝ云遠近に風聞を憚癖ゆふ中に有ばん近国ならびに遠ゝ国に貴賤男女群集して見ることおびただしく三位禪尼さまを用ひらるゝんいせの稀

けることに喩へて作るよしけごろもの謂よりて號ぶるも
思ふべしと近孤人を召て優曇花の事を問ふる人人
申されりく佛優曇花とは世界の人の壽八万歳の
時にあらはれて轉輪聖王と須弥の四洲を領し給ふ國
治ること三の大王世に出給ふて千人の皇子を持給ひ七宝
を手に帶じ給ふことひとしく四海に民歌
ひ風枝をならさず雨塊をつのらず五穀豊耕作せざるに自
ら地より生じて稲穂の長壹丈の稻あり
載途をとゝのへ車にのせて須弥
の四洲をめぐり給ふに大海の渚黄金の波のごとに一二千年

催して優曇花開出て國りをいとなむ
咲て滿開にちるいかるる程なけごろの生涯迄
さて作らるゝ所に只今元丹法師の庵りのおもなど
に咲所を花とそれこそ只責僧の結隆なると信者毎
人にいひちらされこそ信禪に誠にあるる魚好て
用いさてその優曇花いつるの花のやうにてはらんあて
いたるそれはいかに上人此とうるそんをとしてと
貴くだいて御前とて沙門のあるる人
毎庵林の學者のなる宗ひ今ひのひろこ信禪に
遠藤右近ひとりれよりと見屋てあるとてつるる

埋葬して申さるさてもかなしきかな芭蕉の花をさたるまて人〻いふ大うと教昇〻とたゞ言とし〻る昔より今にいるまで芭蕉の花い嘆の稀るれば世の人これを優曇花もとらひのふり〻中興俳諧集しるしの人ふ事る理るまて

何の所為なるやうなるやうなり

国忠按ずるに菱小条九代記六の巻にてくゝ優曇花の説大体かゝるべし

○要婚（メトル　メトスト）嫁

もとよりゆゑ（妻）こともつくゝ為を決ることゝ要の字のごとく女をとるゝ〻婚を決あるをもて訓ふ目を合せ

男女相逢ことをこゝろとかなんを決くるを丈選るの満堂義人獨与余目成目をあるゝ決ることゝ婚をよるゝひとをもつゝ姿比の彼夫をもつゝ今彼によるをらゝ〻ふるあるかちひるゝ鳥獸乃牝をふもをもさるにもゝ男のかたいひるをよゝ古事にを八千柔神の高志國乃沼河比賣を婚に出を給〻時るゝひたるゝに佐用姿比再阿理多〻斯用姿比途阿理加用姿物とゝるゝ古言彼るを嫁をるゝと訓るふ女の夫の家にいるゝ〻ていけゝくいふ人の妻を力自をひるゝ〻ふ戸主の中畧るを女いふのあるゝ乃るゝ後ふ彼をゝ

と地獄のごとくなりたるさまをつくりて男を聟とする女の父母ありて名をつぶ女に對して
向子乃中畧ゆゑんなきさまを嫁とする男の父母ありて
名をそしる淑女乃ごとくしるべし僧慈延が隣女昭言に
くるはいづれもあるべきものなり

○鳥居

ある人問ていはく神の御前にたつる鳥居とはいかなるたぐひ
てるの訓をいふるとよしいまだ社地のうちにあるべき佛家にたつる
しるしとすべきやこたへていはく鳥居とは天竺にいはゆるたぐひ
なるべしいまだ神の御門乃ごとなるべ
べし鳥居とかくは假名みてるの訓を止鹿のすがたなるべし門を
加度とひ又止とのこれを加度の加い義なる青を香青夜を
小夜とかくがごとしまたは限鹿の畧りなる垣とかくがか
ざるの意なりまた門とかくなるべい止とも云ふ居乃四方乃位
しるすに裏表の口とあけて注連をとぢたるは常のと
の無用のものとなりもしるべきの標なるべしまたは止といふ
なるべんまたは門をいふ枢なるべしまたは戸とかくまた止と
よむなり門の字は戸の字をなすべたるなるべしこれ名号来名
戸之祖神鳥とゆゑこの御名の来名戸といふもとく無来と止
のごとくなる意なり戸は門またはものをかぎる標なり衛立と

あめが道に標をたて限りを示したまふる高を御名とする
こゝろをもて高をしるべしまた名を登利爲いはゝる
みて神のしるしなりとゝもいなれば所なるものゝ
ゝゝ爲いとゝいへんなり
式に開遣唐船居時ゝとあり
て船居を浮ふ船をもて置廟をもて歌も家居雲居など
ゝもてゝ古書にい鳥居とゝよるゝ伊勢西宮儀
式帳九郎ゝ古事記に天御孫命天降ゝに思兼
手力雄天石門分神亦名謂櫛石窓神亦名謂豊石窓
神此神者御門之神也とあるゝ式の御門祭の祝詞も

櫛磐間命豊磐間門命登御名者白氐とゝその祝詞に
四方能御門分湯津岩村乃如塞座氐朝者御門開奉夕者
御門閉奉氐疎夫留物能自下往者下守自上往者上
守夜乃守日乃守登守奉故ふとあるゝさるこの神のまゝたま
ゝゝゝ

くい立て高くし木を植てこれをもつて故この鳥居といふなり
たて端出之縄をかけてつねの事とのけがれをもつゝしむ
さてこれに宮いうやとまをしてもつぱら御屋なり天照大
御神のごとくいはゆる宮柱太敷立而齋奉たまふ社と
いふべきなれば明らかなる御門ちぐりなど上古
のまねびこれて鳥居をたてまつるべし今神のまねびこれ
と何のとゝりひて杜の字をもつゝ全社のうのちやすり
なるべし出雲国造神賀詞に大御和乃神奈備に坐葛
木乃鴨能神奈備に坐などある神奈備い神のとゝり
とまをして奈を能と〳〵母利の約を義るなれば南備とく

るなりとゝなれば神社をかまへ神垣備とゝいふこゝろ
唐にてはこれを華表とゝり僧家にては棊
所とゝなりて四方にてのゝとつくる金鳥居なりそれ
東は愛心門南を低行門西は菩提門北は涅槃門乃額を
かゝらしめて門標なるべし神輿も四方にたつ
るなりなるべしや之個況

鳥居と神門とゝなる橋春暉が北窓談にひく〳〵
寒川辰清が説に鳥居とゝい天照大神の天磐屋の
磐戸をとゝてかくれまして時に思兼神深くはかり
遠くなりひはたゝて常世の長鳴鳥をあつまたゞぶ

長鳴とゝもゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

謗之木今之華表也以横木交柱頭如華形如桔槔大路交衢悉施焉事物紀原云華表後人立於塚墓之前以記其識也應劭曰今宮外梁頭四柱木是也列仙傳華表化圖鳥形云云井澤長秀が俗説辯いふ列仙傳に云ふ華表化圖鳥云云

丁令威集華表圖

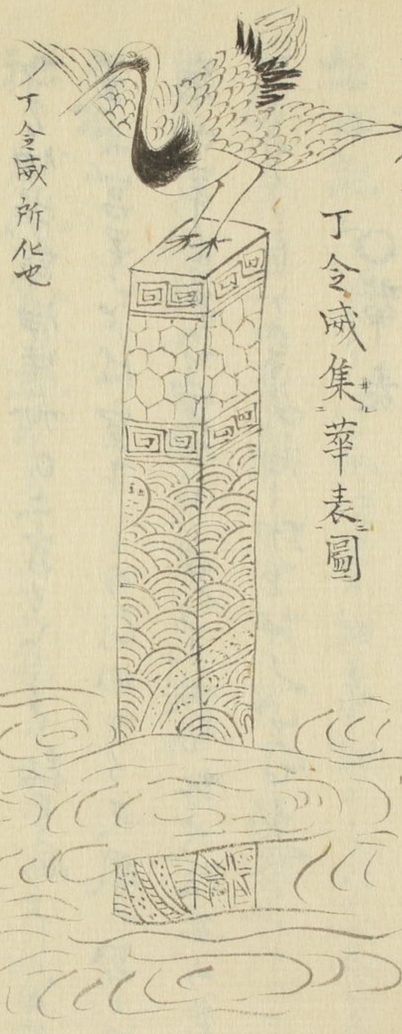

丁令威所化也

華表と鳥形云云は墓に立る華表は塚墓にたてる物之列仙傳に丁令威本遼東人學道於靈屋山後化鶴歸集華表而吟曰有鳥々々丁令威去家千歳今來歸城郭如故人民非昔人何不学仙塚累々々ルかなしてて華表の圖あり諸に立木色こ彩色——こゝの丸華表こいふ名なり塚墓ことあるは是も墓ちの華表に成ること必せり丁令威が文なりと搜神記に記せり華表說文桓亭郵表一曰及立為桓今亭郵立木定木於其端或謂之華表禮檀弓（出合）桓楹注墓中四植桂曰桓○祖庭事苑云設誹謗之木即華表之以横木交柱頭如華形如桔槔大路交衢悉設焉○事物

紀原萃表後人於塚墓之前記其識也應邵曰今宮外橋
梁柱木是也○續齊諧記雷煥曰千年老精惟千年枯木
照之則形見蒸昭王墓前萃表千年矣乃伐照之果班狸
也

○鳥居　神武帝四年頭八咫烏奏曰於宗宮之前立
神門謂神門者兩氣柱立天之蓋棟地之橫梁人之心柱總
是神形吾常栖其神門天皇御世供奉今立神門稱鳥居
者此緣也　日本紀

右筆澤筆麈　卷七